（案）

平成 26 年度臨時給付金用 PC 等機器類賃貸借契約

那覇市（以下「甲」という。）と○○○○○○○○○（以下「乙」という。）と ○○○○○○○○○（以下「丙」という。）は、乙所有の電算機器及び関連物品（以下「機器」という。）の賃貸借について、甲乙丙間で次のとおり契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

１　品名及び数量　　別紙「パソコン等明細書」のとおり

２　納 入 期 日　　平成26年6月27日

３　賃 貸 借 期 間　　平成26年7月１日から平成27年3月31日

４　総 賃 借 料　　￥○○○○○○○○○－

（うち消費税及び地方消費税額￥○○○○○）

（内訳）

単価　　￥○○○○-（月額）

消費税　￥○○○○-（月額）

賃借料　￥○○○○-（月額）

５　機器設置場所　　那覇市が指定する場所

（案）

契　約　条　項

（契約の趣旨）
第１条　甲に対する機器の賃貸借に関する契約内容については、この契約条項によるものとする。
２　丙は、この契約に基づく乙の債務について、乙が債務を履行しない場合は、丙が当該債務を履行するものとする。

（法令等の遵守）
第２条　甲、乙及び丙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令及び、那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

（機器の引渡）
第３条　甲は納入期日までに設置場所において機器の受入準備を完了する。
２　乙は責任を持って納入期日までに機器等の納入、設置及び調整等にあたり、甲に引き渡すものとする。
３　前項にかかる経費は契約賃貸借料に含まれるものとする。

（賃貸借料）
第４条　機器の賃貸借料は頭書記載の金額とする。

（消費税及び地方消費税）
第５条　この契約に関する賃貸借料の表記は内税方式とする。
２　消費税の算出に際して１円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（賃貸料の請求及び支払）
第６条 乙は、賃貸借料について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、適正な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に乙に支払うものとする。
２　甲の責めに帰するべき事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（乙の所有権表示）
第７条　乙は、機器に乙の所有に属する旨の表示を行う。
２　甲は、前項の表示を汚したり、取り外してはならない。

（機器の保守及び保証）
第８条　丙は、甲が行う機器の保守にかかるメーカーサポート窓口の照会及び修理等に伴う物品の調達等について協力義務を負うものとする。

（部品の取付、機器の改造及び移転）
第９条　甲は、次に定める項目については、あらかじめ乙の承諾を必要とする。
(1)　機器に部品を取り付ける場合
(2)　機器を改造する場合
(3)　機器を移設する場合

（善良なる管理者の注意等）
第 10 条　甲は、善良なる管理者の注意をもって機器を管理する。
２　甲は、機器の使用に際しては、それらに添付された取扱説明書等に定めるとおりの用法及び用途に使用する。
３　甲は、機器及びこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

（乙および丙の責任制限）
第 11 条　乙および丙は、ソフトウェアに起因する機器の動作停止、故障、事故等によって甲に生じた損害については、一切の責任を負わない。

（保険）
第 12 条　乙は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は乙が負担する。
２　動産総合保険の内容等については、別紙「動産総合保険内容」のとおりとする。

（通知業務）
第 13 条　次の場合、甲は、遅滞なく乙及び丙に通知しなければならない。
(1)　機器につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、または、そのおそれがあるとき。
(2)　機器につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

（契約の解除）
第 14 条　甲、乙及び丙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には何ら催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1)　第２条に記載された法令遵守ができなかった場合
(2)　重大な過失又は背信行為を受けた場合

(3)　支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続き開始、民事再生法手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始の申立があった場合
(4)　手形交換所の取引停止処分を受けた場合
(5)　公訴公課の滞納処分を受けた場合
(6)　その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

２　甲、乙及び丙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

３　乙または丙、乙または丙の代理人、乙または丙からの再委託契約の当事者又は、乙または丙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、甲はこの契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第15条　甲、乙及び丙が本契約の債務不履行により、相手方に損害を与えた場合、甲、乙及び丙は損害の回復について誠意を持って協議するものとする。

２　甲、乙及び丙が本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合は、甲、乙及び丙は、本契約の解除の有無に関わらず、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。ただし、間接損害、又は当事者の責に帰すことができない事由によって生じた直接損害については、賠償責任を負わないものとする。

３　損害賠償額について甲乙丙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

（合意管轄）

第 16 条　本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（その他）

第 17 条　甲、乙及び丙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、相手方の業務に支障をきたさないよう協力するものとし、この契約に定めない事項及びこの契約の条項に疑義が生じた場合は、那覇市契約規則（1971 年那覇市規則第 13 号）によるもののほか、甲乙丙協議の上定めるものとする。

（案）

この契約締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年　　月　　日

甲　沖縄県那覇市泉崎一丁目１番１号
　　那覇市
　　那覇市長　　翁長　雄志

乙　沖縄県那覇市○○○○○○○○
　　株式会社　○○○○○○○○
　　代表取締役社長　○○○　○○○

丙　沖縄県那覇市○○○○○○○○
　　株式会社　○○○○○○○○
　　代表取締役社長　○○○　○○○

（案）

別紙

パソコン等明細書

	品名	メーカー	型番（仕様）	数量
1	省スペース型デスクトップパソコン			36
2	モノクロレーザプリンタ			5
3	複合機			1
4	バーコードリーダー			36

（案）

動産総合保険内容

1　保険期間

この保険は、リース契約成立後、物件が甲に引き渡された時に始まり、リース契約が満了したときに終了となる。

2　保険の対象となる損害

この保険は、頭書記載の物件について、保険期間中に保険の対象となる事故によって生じた損害を補填するものである。保険の対象となる損害事故及び保険の対象とならない損害事故は、下記のとおりである。

(1)　保険の対象となる主な損害事故

①　火災、落雷、破裂、爆発
②　盗難
③　破損
④　濡損
⑤　物体の落下・飛来
⑥　車両の衝突及び接触
⑦　いたずらによる直接損害
⑧　風水災（台風、旋風,暴風雨など）

(2)　保険の対象とならない主な損害

①　故意、重過失による損害
②　地震、噴火及び津波による損害
③　自然の消耗・摩滅、または当該物件の性質によるかび、さび、変質、変色、虫喰い、ねずみ喰い等による損害
④　物件の製造上、加工上の欠陥に起因する損害
⑤　偶然な外来の事故に起因しない電気的・機械的事故による損害
⑥　物件の修理・清掃等の作業中における作業上の過失、または技術の拙劣によって生じた損害
⑦　紛失、または置き忘れによって生じた損害